印西市障害福祉業務システムサービス利用公募型プロポーザル実施要領

１　目的

この要領は、印西市障害福祉業務システムサービス利用（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

２　委託を予定している業務

(1)　業務名

印西市障害福祉業務システムサービス利用

(2)　業務内容

別紙「印西市障害福祉業務システムサービス利用仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3)　委託期間

準備期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

本履行期間　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

(4)　印西市役所障がい福祉課

(5)　上限額

令和８年度　　０円

令和９年度　　４，７５２，０００円

３　参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は法人（個人での応募は不可）であって、次の全ての要件を満たすものとする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。

(2)　申請時において、印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 27 年告示第 69 号に基づく指名停止を受けていないこと。

(3)　地方公共団体が発注した、障害福祉業務システムに関する同種の業務を直接受注した実績を有すること。

(4)　提案するクラウドサービスは、ISMAP 若しくは ISMAP-LIU に登録されていること、又は ISO/IEC 27001（ISMS）認証を取得していることとし、適切な情報セキュリティ対策が講じられていること。

(5)　納税義務のある税を滞納していないこと。

４　実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

	内容	期日・期間等
1	公告日	令和８年１１月１６日（月）

2	質問受付期間	令和８年１１月１６日から１２月１１日（金）・１４時まで
3	質問回答	令和８年１２月１４日（月）
4	参加表明書提出期限	令和８年１２月１８日（金）・１４時まで
5	参加資格審査	令和８年１２月２１日（月）
6	参加資格確認結果通知	令和８年１２月２４日（木）
7	企画提案書等提出期限	令和９年１月１２日（火）・１４時まで
8	審査日（プレゼンテーション）	令和９年１月２６日（火）
9	審査結果通知日	令和９年２月１５日（月）
10	契約締結	令和９年３月１日（月）

※　変更となる場合は、本市ホームページにおいて告知する。

５　質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

(1)　質問の提出方法

質問がある場合は、別紙「質問書」に質問事項を記載の上、「１４　担当課」に電子メールにて送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2)　受付期間

令和８年１１月１６日（月）から１２月１１日（金）・１４時まで

(3)　回答方法

質問及び回答は、令和８年１２月１４日（月）に本市ホームページ上にて公開する。

６　参加表明の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1)　提出書類（参加資格確認用）

① 参加表明書（様式１）
② 定款及び登記事項証明書（全部事項証明書）
③ 企業概要（様式２）
④ 受注実績（様式３）
⑤ 前事業年度及び前々事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（利益処分に関する書類及び財産目録は株主資本等変動計算書等で代用可能）
⑥ 納税証明書（国税及び都道府県税について未納がないことの証明）
⑦ 業務実施体制（様式４）

(2)　提出期限

令和８年１２月１８日（金）・１４時まで

(3)　提出方法

提出書類①～⑥を「14　担当課」に電子メールにて送付すること。

提出書類は PDF とし、提出書類ごとに１ファイルとすること。またファイル名は次の通り設定すること。

①「貴社名称_様式１参加表明書.pdf」

②「貴社名称_定款および登記事項証明書（全部事項証明書）.pdf」

③「貴社名称_様式２企業概要.pdf」

④「貴社名称_様式３受注実績表.pdf」

⑤「貴社名称_収支に関する書類.pdf」

⑥「貴社名称_納税証明書.pdf」

⑦「貴社名称_様式４業務実施体制.pdf」

※証明書類は、証明年月日が申請書提出時の３か月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

※証明書独自に有効期限があるものについては、この限りではない。

７　参加資格確認

提出された参加表明書等により、参加資格確認を行う。

(1)　審査方法

参加資格については、庁内に設置する「障害福祉業務システムサービス利用プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、「別添１　審査基準」に基づき審査する。なお、参加申請者が５者以上の場合は、原則として上位４者を選定する。

(2)　合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、委員会の合議により上位者を決定する。

(3)　結果通知

審査結果は、令和８年１２月２４日（木）に全ての参加申請者に対し、書面にて通知発送する。

(4)　その他

審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

８　企画提案書の提出

参加資格確認により“参加資格あり”と認められた者は、本プロポーザルに関する企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1)　提出書類

① 企画提案書（様式５）

② 企画提案内容（様式任意）

企画提案内容については、以下の項目に留意して作成すること。

ア）　仕様書等を踏まえ、「別添１　審査基準」の項目順に記載すること。

イ）　Ａ４縦版とし、両面印刷で２０ページ以内、文字サイズは１１ポイン

ト以上（図、表、画像を除く）、左右に２０㎜ 以上の余白を設定し、ページ番号を付すること。

なお、やむを得ない事由によりＡ４サイズに収まらない場合は、Ａ３サイズを使用すること（Ａ３サイズを使用する場合はＡ４サイズ２枚分として取り扱うこととする。）とし、片面横折り込みとする。

③ 業務スケジュール案（様式任意）

④ 見積書（様式任意）

「２(5)委託料上限額」を踏まえ、Ａ４縦版とし、税込み金額で提案額を明示すること。また、構築費と保守費用等（年度毎）の積算の内訳を項目ごとに記載すること。

(2) 提出期限

令和９年１月１２日（火）・１４時まで

(3) 提出方法

①「14　担当課」に電子メールにて送付すること。（オンラインストレージからのダウンロードを利用する場合は、URL 等の必要事項を電子メールで送信すること）。

② 電子メール提出書類のファイル形式はＰＤＦとし、提出書類ごとに１ファイルとすること。また、ファイル名は、次のとおり設定すること。

提出書類１「貴社名称_１企画提案書（様式５）.pdf」

提出書類２「貴社名称_２企画提案書.pdf」

提出書類３「貴社名称_３業務スケジュール案.pdf」

提出書類４「貴社名称_４見積書.pdf」

(4) 参加辞退

審査の参加を認められた者で、企画提案書等の提出を行わない者は、辞退届（様式６・押印した原本）を令和８年１２月２８日（月）・１４時までに持参（閉庁日を除く）、または郵送（必着）すること。

なお、期日に間に合わない場合は電子メール（電話による着信確認をすること）で提出し、後日辞退届の原本を郵送または持参により提出すること。

９　審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等により、審査（プレゼンテーション）を行う。

(1) 日時

令和９年１月２６日（火）

実施時間については、令和９年１月１９日（火）までに、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書の電子メール到着順とする。

(2) 場所

印西市役所　会議棟　２０４会議室　（千葉県印西市大森２３６４－２）

※控室は 印西市役所　会議棟　２０２会議室とする。

(3) １者当たりの所要時間

・準備５分

・企画提案プレゼンテーション２０分
・企画提案に対する質疑等１５分程度

(4)　内容説明

企画提案書等に基づく説明を行うこと。本業務に直接係わる担当者は必ず出席すること。

(5)　参加人数

４名以内とする。

(6)　その他

① パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に「14　担当課」まで連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は参加者が持参すること。

② プレゼンテーションは企画提案書により実施し、原則資料の追加や差し替えは認めない。

10　受託候補者の選定

委員会による企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

(1)　選定基準

委員会において「別添１　審査基準」に基づき評価を行い、各審査委員の合計点で、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、「別添１　審査基準」に記載の最低基準点に達しない提案者は失格とする。

(2)　結果通知

結果については、令和９年２月１５日（月）（予定）に、全ての参加者に対し書面にて通知する。

(3)　参加者が１者のみの場合

参加者が１者のみの場合でも、原則として審査（プレゼンテーション）を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領及び仕様書を満たし、「12　失格事項」に該当しないと判断した場合は、その１者を受託候補者として選定する。

(4)　合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、委員会の合議により上位者を決定する。

(5)　その他

審査の経緯や審査内容に関しての質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

11　契約の締結

受託候補者として選定された者を随意契約の相手方として、契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。

また、見積書の提案額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うこと

がある。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

12　失格事項

次の各号に該当した場合は、失格とする。

(1)　本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
(2)　本実施要領に定める書類作成上の留意事項に適合しない書類の提出があった場合
(3)　本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
(4)　提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
(5)　提出書類に虚偽の記載があった場合
(6)　企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
(7)　見積書の提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
(8)　審査の公平性を害する行為があった場合
(9)　その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

13　その他

(1)　本プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
(2)　提出された書類は、返却しない。
(3)　市に提出する書類は、再提出を認めない。
(4)　本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、印西市情報公開条例（平成 12 年条例第 24 号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。なお、不開示情報として印西市情報公開条例第７条第３号のア又はイ（会社が保有する技術的提案事項、見積額の積算根拠その他法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報）がある場合は、提案書、参考見積書等の末尾等に当該箇所を記載することにより、不開示情報として申し出ることができる。
(記載例：印西市情報公開条例第７条第３号イに該当するものとして、企画提案書○頁から○頁までの全部、参考見積書に記載の見積額及び積算内容の全部)
(5)　本実施要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上定めるものとする。

14　担当課

印西市役所 福祉部 障がい福祉課　給付係
担　当：岩井、村上、町田
〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2
電 話：0476-33-4639（直通）
メール：syoufukuka@city.inzai.chiba.jp